

(FC16) エネルギー委員会規則

昭和52年6月24日	制 定
平成9年4月22日	改 正
平成18年7月21日	一部改正
平成19年9月7日	〃
平成23年11月18日	〃

(目的)

第1条 エネルギー委員会（以下「委員会」という）は、エネルギーに関する土木技術および関連技術についての調査・研究を行い、学術・技術の発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第2条 委員会は、第1条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) エネルギー土木技術および関連技術に関する調査・研究
- (2) 講習会・研修会等の開催
- (3) 成果物の刊行
- (4) 関連する学協会および諸公的機関との連絡・調整
- (5) その他目的達成のために必要な事項

(存続期間)

第3条 委員会の存続期間は土木学会委員会規程第2条（設置または廃止）によることとする。

(構成)

第4条 委員会の組織構成について、事業を遂行するため、幹事会を設置する。また必要に応じ、小委員会、分科会、ワーキンググループ等（以下「小委員会等」という）を設置することができる。なお、小委員会等の設置は、土木学会委員会規程第6条（小委員会等）による。

2 委員会の構成員について、委員長、委員、幹事を基本構成員とし、必要に応じて、副委員長、委員会顧問をおくことができる（以下、副委員長、委員会顧問、委員、幹事を「委員等」という）。なお、それぞれの職務は以下のとおりとする。

委員長 委員会の招集、審議内容等の取りまとめ等

副委員長・委員会顧問 委員長補佐

委員 審議内容等を多角的な視点に立って総合的・専門的な観点で審議・判断

幹事 審議事項の調整、委員会運営

3 委員会の構成員数は、約25名程度とし、必要に応じ増減できるものとする。小委員会等の構成・構成員は、活動内容を勘案し、委員会にて定める。

(委員長・委員等の選出方法と任期)

第5条 委員長は、委員会メンバーからの互選により候補者を選出し、理事会の承認を得るものとする。

(1) 委員長の任期は、原則として2年とし、再任を妨げないものとする。

(2) 任期終了後の新委員長が決定されるまでの間は、前任委員長が委員長の職務を継続して実施する。

2 委員等の選出は、委員長の推薦または公募によるものとし、会長が委嘱する。

(1) 委員等の任期は、原則として2年とし、再任を妨げないものとする。

(運営)

第6条 委員会の開催について、委員長が招集し、原則として年2回開催する。また、緊急を要する事項については、電子メール・手紙等による報告・審議・決議により委員会の開催に代えることができる。

2 委員会は、事業計画および予算について、土木学会委員会規程第9条および理事会の決定に従って作成し、部門担当理事の承認を経て会長に提出する。

3 委員会は、事業報告書について、土木学会委員会規程第10条および理事会の決定に従って作成し、部門担当理事の承認を経て会長に提出する。

4 委員会は、土木学会委員会規程第8条に従い、毎年度、事業成果を理事会に報告するとともに、土木学会誌・土木学会ホームページ等を通じて会員等に公表する。

(事務局)

第7条 委員会の担当事務局は、研究事業課とする。

(規則の変更)

第8条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則(昭和52年6月24日 理事会議決) この内規は、昭和52年6月24日から施行する。

附則 この変更内規は、平成9年4月22日から施行する。

附則(平成18年7月21日 理事会議決) この変更内規は、平成18年7月21日から施行する。

附則(平成19年9月7日 理事会議決) この変更内規は、平成19年9月7日から施行する。

附則(平成23年11月18日 理事会議決) 内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。